



島根県報

平成18年 9 月 5 日 (火)
第 1,809 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示	
保安林の指定	(森林整備課) 1
保安林の指定施業要件の変更	(") 2
公 告	
平成18年度島根県狩猟免許試験の実施	(森林整備課) 2
特定調達公告	
除雪グレーダの調達に係る一般競争入札の落札者等	(道路維持課) 4
選管告示	
政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体	5
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体	5
政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体	6
政治資金規正法の規定に基づく届出のあった資金管理団体	7
政治資金規正法の規定に基づく指定の取消しの届出のあった資金管理団体	7

告 示

島根県告示第873号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年 9 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林の所在場所

浜田市弥栄町田野原551、814

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㊦ 主伐は、択伐による。

㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

浜田市弥栄町田野原488 - 1、488 - 2、489、489 - 1、492 - 1、492 - 2、493、495、876 - 1、876 - 2、876 - 3、876 - 4、8内2、8内3、8内4、16、16 - 1、652内1、767 - 3、4 - 乙、552、553、554、554 - 1、554 -

2、570、572、573 - 1、573 - 2、573 - 3、573 - 4、574、574 - 1、575、576 - 1、576 - 4、576 - 5、577、
775、780 - 3、780 - 4、782 - 5、783内1、783内2

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

ア) 主伐は、択伐による。

イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第874号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年9月5日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

昭和51年6月8日農林水産省告示第567号、昭和57年6月8日農林水産省告示第898号、昭和58年7月22日農林水産省告示第1249号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに飯南町役場及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。)第51条第1項の規定に基づき、平成18年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定に基づき公告する。

平成18年9月5日

島根県知事 澄 田 信 義

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	90分
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、網・わな猟免許のうち、構造改革特区に係る網又はわなに限定する免許を受けようとする者については、試験時間を70分とし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
網・わな猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
網・わな猟免許のうち、構造改革特区に係る網又はわなに限定する免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 銃器以外の猟具のうち、網を選択した者は網猟具を、わなを選択した者はわな猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 網を選択した者には鳥類の、わなを選択した者には獣類の図画、写真又ははく製を見てその鳥類又は獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対 象 区 域
11月9日(木)	午前9時~	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域
11月17日(金)	午前9時~	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)1枚及び返信用封筒(受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記したもの)を添えて申請すること。

また、施行規則第48条第2項第1号に該当する者(鉄砲の所持許可を現に受けていない者)にあつては、医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) 構造改革特区に係る網又はわなに限定する免許	3,000円
	(2) (1)以外の免許	4,000円
2 1以外の者	(1) 構造改革特区に係る網又はわなに限定する免許	4,000円
	(2) (1)以外の免許	5,300円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室
(電話0852-22-5160)

6 その他

(1) 網・わな猟免許のうち、構造改革特区に係る網又はわなに限定する免許を受けようとする者は、特区用の申請書を使用すること。

(2) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。

(3) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフにすること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成18年9月5日

島根県知事 澄 田 信 義

1 物品等の名称、配車先及び数量

除雪グレーダ(4.0m級)、1台、益田県土整備事務所

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町 8 番地
- 3 落札者を決定した日
平成18年 8 月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
西日本キャタピラー三菱建機販売株式会社 島根県安来市今津町660 - 1
- 5 落札金額
24,885,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成18年 8 月 8 日

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年 9 月 5 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
新生湖陵の会	桑原 寿之	中尾 正子	出雲市湖陵町常楽寺404 - 1
小室広志後援会	周藤 光	平井まり子	八束郡東出雲町揖屋町687 - 17
中島謙二後援会	須藤 直紀	増野 力	益田市高津 8 - 1 - 15
石井みどり島根県後援会	仲佐 善昭	河原 民宜	松江市南田町141 - 9 島根県歯科医師会館内
益田政経文化研究会	中島 謙二	増野 力	益田市高津 8 - 1 - 15
政経研究会	寺田 昌弘	坂根 守	出雲市姫原 2 - 8 - 12
小泉あきお島根後援会	本田 行敬	本田 行憲	益田市白上町イ1110
段本幸男島根後援会	浅野 俊雄	岡本 昭二	松江市西嫁島 1 - 3 - 17

島根県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 7 条第 1 項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年 9 月 5 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党島根県建設支部	代 表 者	渡部 義三	都間 隆
	会計責任者	渡部 義三	都間 隆
民主党島根県第2区総支部	代 表 者	内田 敬	小室 寿明
自由民主党仁多町支部	会計責任者	松原 金市	内田 光信

2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
さとう京子後援会夢わかちあう会	主たる事務所 の所在地	出雲市国富町255	出雲市西平田町57 - 3
牛尾郁夫後援会	代 表 者	中尾 攻	中島 謙二
島根県歯科医師連盟	代 表 者	仲佐 善昭	青戸 泰吉
	会計責任者	河原 民宜	仲佐 善昭
益田政経文化研究会	主たる事務所 の所在地	益田市高津 5 - 14 - 24	益田市高津 8 - 1 - 15
中島謙二後援会	主たる事務所 の所在地	益田市高津 5 - 14 - 24	益田市高津 8 - 1 - 15
石飛都輔後援会	代 表 者	上代 浩吉	高木 恒夫
いしばし良治後援会	主たる事務所 の所在地	邑智郡邑南町矢上3929 - 1	邑智郡邑南町矢上3929
川井弘光後援会	代 表 者	塩谷 典之	藤田 佳應
洲浜繁達後援会	代 表 者	澤田 隆之	阿川 昭登

島根県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第3項の規定により告示する。

平成18年9月5日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名	称	解散年月日
桑原祥瑞後援会		平成18年5月31日
通山忠治後援会		平成18年6月30日
宗内佳鳳後援会		平成17年10月1日
飯石英雄後援会		平成17年1月2日
沖田守後援会		平成18年3月1日
河場秀夫後援会		平成17年10月31日

島根県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 2 項の規定に基づき届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年 9 月 5 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
中島 謙二	島根県議会議員	益田政経文化研究会	益田市高津 8 - 1 - 15	中島 謙二

島根県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項の規定に基づき指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年 9 月 5 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
飯石 英雄	雲南市議会議員	飯石英雄後援会	雲南市木次町木次462	飯石 英雄

